

「電力料金低減化等可能性調査業務」

募 集 要 項

沖 縄 県

1 業務概要

(1) 委託業務の名称 電力料金低減化等可能性調査業務

(2) 業務の目的

沖縄県は地理的・地形的および需要規模の制約により、電気料金が他県に比べて割高な地域である。具体的要因は次のとおりである。

ア 大型水力発電等の開発が困難であることから、石油、石炭等化石燃料に頼らざるを得ない

イ 本土の電力系統と連系されていないため、広域融通の枠外にある

ウ 供給コストの高い離島を多く抱えている

エ 1995年より実施されている電気事業制度改革において、電力供給の自由化が特別高圧から高圧までと範囲が大きい本土に比べ、特別高圧のみとなっている本県では特定規模電気事業者（PPS）の参入が皆無であることから、価格競争が行われず電力料金の低減化の効果が得られていない

これらの課題を踏まえ、うるま市の国際物流拠点産業集積地域（旧特別自由貿易地域）周辺を対象に電力料金を低減する手法についての可能性調査を実施する。

(3) 業務の内容 別添「仕様書」のとおり

(4) 履行場所

沖縄県うるま市（国際物流拠点産業集積地域（旧特別自由貿易地域）周辺）

(5) 履行期間 契約締結の日から平成25年3月29日まで

(6) 契約限度額 20,056千円（消費税込み）以下で契約を行う。

(7) 本業務は、受注者を特定するにあたり、一定の条件を満たす者を公募により募集し、当該業務に係る実施体制、実施方針等に関する提案書（以下「提案書」という。）の提出を求め、提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式により実施する。

2 応募資格等

提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。（共同企業体にあつては、全構成員が要件を全て満たしていること。）

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

(3) 本業務を実施するにあたり、必要な組織及び人員等を有しており、かつ、適切に遂行できる体制を有していること。

(4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しており、かつ、資金や設備等について十分な管理能力を有していること。

(5) 本業務を共同企業体として実施しようとする場合にあっては、各構成員が本業務の企画と実施に十分な能力を有し、かつ、各構成員間の責任及び役割が明確になっていること。

ること。

- (6) 業務完了後も本業務の成果を活用し、持続的に沖縄県の産業振興等への寄与を実施することを前提とし、応募者は、沖縄県内に本店があること。ただし、共同企業体にあつては、代表構成員又は構成員のいずれかが沖縄県内に本店があればよいものとする。

3 契約予定者の特定

(1) 審査の方法

- ア 審査は、沖縄県庁内に設置される審査委員会で行う。
イ 審査委員会において提案内容を審査し、契約予定者となるべき順位を決定する。
ウ 審査委員会は非公開とし、審査経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査基準

提案書の内容が次の各号に適合していること。

- ア 提案書の内容が発注者が求める趣旨及び内容と合致していること。
イ 本業務を確実に実施できる能力及び体制を有していること。
ウ 業務の方法及び内容等が優れていること。
エ 提出された積算書が業務を実施するにあたり妥当なものであること。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、文書で通知する。

4 提案書の提出等

次に掲げる書類を9部（正1部、副（正のコピー）8部）を直接持参又は郵送により平成24年7月31日（火）17時までに7に記載した提出先に提出すること。なお、受理した提案書は返却しないものとする。

- (1) 提案書（様式1）
(2) 誓約書（様式2）
(3) 質問書（様式3）
(4) 2(3)の実績を証明する書類（任意の様式）
(5) 業務計画書（任意の様式）

5 契約までのスケジュール

平成24年7月20日 ・ ・ ・ ・ ・ 質問書提出締切
7月25日 ・ ・ ・ ・ ・ 質問書に対する回答
7月31日 ・ ・ ・ ・ ・ 募集締切
8月上旬 ・ ・ ・ ・ ・ 審査委員会
8月中旬 ・ ・ ・ ・ ・ 委託先の決定及び契約

6 その他留意事項

- (1) 応募から契約の締結までにかかる諸費用は、応募者の負担とする。
(2) 今回の募集は、提案内容を総合的に評価し、契約予定者を特定するものであり、提

案内容がすべて実施されること及び契約の締結を保証するものではない。

- (3) 契約条件として提案書における業務の方法及び内容、業務実施体制及び積算内容を一部見直して頂く場合がある。
- (4) 履行期間中及び履行期間終了後に実施する検査等において、業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、または業務の実施における成果や論文等のねつ造、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、発注者は受注者に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、受注者名及び不正内容の公表、刑事告訴等の厳しい措置をとる場合がある。

7 問い合わせ先及び提案書等の提出先

住 所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県商工労働部産業政策課（担当：伊良部）
電 話：098-866-2330
F A X：098-866-2440
E-mail：aa055204@pref.okinawa.lg.jp

8 添付資料

- (1) 提案書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 質問書（様式3）
- (4) 「電力料金低減化等可能性調査業務」仕様書